

綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等の経営基盤及び競争力を向上させることにより、市内産業の持続的な発展を図るため、新たな販路を開拓するために要する費用に対して、補助金を交付することに関し、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業所（支社、支店及び分工場等を含む。）及び個人であって、従業員を雇用している者をいう。
- (2) あやせ工場スマートナビ 綾瀬市内の中小企業の情報を集約し、市内外に発信するとともに、ビジネスマッチング機能等を実装した綾瀬市が管理・運営するプラットフォームをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内において1年以上継続して事業を営んでいる中小企業者、事業継続が1年未満であって綾瀬市中小企業融資制度要綱（平成29年4月1日施行）第3条第3号に規定する創業支援融資を受けている中小企業者又は綾瀬市企業の立地促進等に関する条例（平成24年綾瀬市条例第9号。以下「企業立地条例」という。）第5条に規定する事業計画の認定を受け、操業を開始した中小企業者。ただし、資本金の2分の1以上を大企業が所有している、又は、役員のうち2分の1以上を大企業が占めている中小企業及び企業立地条例に係る認定を受け、操業を開始してから1年を経過していない中小企業者を除く。
- (2) 主たる業種が、日本標準産業分類の大分類（平成25年総務省告示第405号）に分類される製造業である者
- (3) 納期限の到来した市税を完納している者

- (4) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当しない者
- (5) あやせ工場スマートナビに自社の企業情報等を掲載している者又は交付決定までに掲載を行う者
- (6) 同様の趣旨の他の補助金等の交付（国及び県によるものを含む。）を受けていない者

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、新たな販路の開拓を促進するために作成するホームページ、PR動画、通販システム、製品カタログ、SEO対策その他市長が認めたものに要する経費とし、申請をする年度の2月末日までに当該事業が完了するものとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条に規定する経費の3分の2以内の額、20万円を限度とし、予算の範囲内とする。この場合において、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

（補助金の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 綾瀬市中小企業受注拡大事業計画書（第2号様式）
- (2) 反社会的勢力に係る誓約書（第3号様式）
- (3) 役員等一覧表（第4号様式）
- (4) その他市長が必要とする書類

2 前項の規定による申請は、第3条に規定する補助対象者が同一年度において実施する受注拡大事業につき1回とする。

（補助金の受付期間）

第7条 補助金の交付申請に係る受付期間は、市長の定める期日とする。ただし、補助交付金額が予算額に達した時点で受付を終了する。

（補助金の決定通知）

第8条 市長は、第6条第1項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、

補助金交付申請金額の合計が予算額を超える場合は、申請書等を受理したものの中から、抽選により補助金の交付対象者を決定する。ただし、第4条に掲げる「SEO対策」については優先的に採択する。

2 前項の規定により、補助金の交付について適否を決定したときは、綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第9条 規則第6条第1号及び第2号の規定による承認を受けようとする場合は、綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金変更（中止）承認申請書（第6号様式）により、申請するものとする。

（変更等の承認通知）

第10条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の変更又は中止について適否を決定し、綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金交付変更（中止）承認通知書（第7号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

- (1) この要綱又は法令に違反したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (3) 第3条の要件を満たさないとき。
- (4) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認めたとき。

（交付決定の取消通知）

第12条 市長は、前条に規定する取消しを決定したときは、綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金交付決定取消通知書（第8号様式）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第11条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第14条 規則第12条第1項による実績報告は、綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金実績報告書（第9号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る契約書等の写し
- (2) 補助対象経費に係る支払いを証する書類の写し
- (3) 補助により作成した成果物等

2 規則第12条第1項の市長の定める期日は、事業が完了した日から起算して30日後の日とする。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年1月13日から適用する。

第1号様式（第6条関係）

綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所 在 地
事 業 所 名
代 表 者 職・氏 名
電 話 番 号 ()
担 当 者 所 属・氏 名

綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

なお、交付決定にあたり、市税の納付状況等を確認することについて同意します。

1 申請者概要	業 種		市 内 操 業 開始年月日	年 月 日
	資本金	円	従 業 員 数	人
2 補助対象経費 (総事業費)	(円 円)			
3 申請金額	円			
4 添付書類				

第2号様式（第6条関係）

綾瀬市中小企業受注拡大事業計画書

事業名称	
事業の具体的な内容	現状の課題
	事業実施方法
	事業効果
事業完了予定日	年 月 日
経費内訳	補助金交付申請額 円
	自己資金 円
	その他（ ） 円
	合 計 円
添付書類	ア 仕様書 イ 見積書
備考	

第3号様式（第6条関係）

反社会的勢力に係る誓約書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

住 所
商 号 又 は 名 称
代表者役職名・氏名
電 話 番 号
担当者所属・氏名

当社、当社の役員又は役員に準ずる者、主な株主及び主な取引先（以下「当社グループ」という。）が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等（以下「反社会的勢力」という。）に該当すること、反社会的勢力が当社グループの経営活動に関与していること、当社グループ及び関係者が資金提供その他の行為を通じて反社会的勢力の維持、運営に協力又は関与していること並びに当社グループ及び関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っていることは当社の把握する限りありません。

したがって、当社グループ及び関係者と反社会的勢力とは一切関係がないことを、当社の把握する限りにおいてここに誓約するとともに、該当の有無を確認するため、神奈川県警察本部長に対し、照会を行うことについて同意いたします。

また、新聞報道その他により当社グループ及び関係者と反社会的勢力との関係について当社が新たに情報を得た場合には、直ちにその旨及びその内容を貴殿に報告するとともに、可能な限り速やかに当該情報に係る事実関係を確認し、市長に報告いたします。

以上について重大な違反事実が判明した場合には、それに関して市長が行う一切の措置について異議ありません。

第4号様式（第6条関係）

役員等一覧表

年 月 日現在

住 所
商 号 又 は 名 称
代表者役職名・氏名
電 話 番 号

役職名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住所

- ※ この名簿には、法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（事業協同組合の場合は理事）を全員記入してください。
また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入してください。
個人の場合については、個人事業主を記入してください。
- ※ 同内容の記載があれば別の書式でもかまいません。なお、欄不足の場合は適宜追加をお願いします。
- ※ この名簿により欠格事項の該当の有無を確認するため神奈川県警察本部長に対し照会させていただく場合がありますので御了承下さい。

第5号様式（第8条関係）

綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長 印

年 月 日付けで申請のあった綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金の交付については、綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分	☐ 交付する ☐ 交付しない（理由 ）
2 補助金交付 決定額	円
3 補助条件	綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び 綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金交付要綱の遵守

第6号様式（第9条関係）

綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金交付変更（中止）承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所 在 地
事 業 所 名
代 表 者 職・氏 名
電 話 番 号 ()
担当者所属・氏名

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金について、次のとおり変更（中止）したいので、綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

変更（中止）前の決定額	変更（中止）後の申請額
円	円

2 変更（中止）の理由

3 添付書類

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金交付変更（中止）承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで申請のあった綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金交付変更（中止）承認については、綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決 定 区 分	☐ 承認する ☐ 承認しない（理由 ）
2 変 更 後 交付決定額	円

第 8 号様式（第 1 2 条関係）

綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日

様

綾瀬市長



年 月 日付けで補助金の交付決定を行った綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金について、綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

取消しの内容	
取消しの理由	

第9号様式（第14条関係）

綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

所 在 地
事 業 所 名
代 表 者 職・氏 名
電 話 番 号 ()
担当者所属・氏名

綾瀬市中小企業受注拡大支援補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり事業が完了したので報告します。

なお、交付に当たり、市民税等の納付状況を確認することについて同意します。

1 補助対象経費 (総事業費)	円 (円)
2 補 助 金 交 付 決 定 額	円
3 事業完了日	年 月 日
4 添 付 書 類	